

要望書

世界各地で地球温暖化が一因と思われる異常気象が頻発している。我が国でも、昨年、九州地域や中国地域で豪雨災害により深刻な被害が発生した。その解決のため、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定を踏まえ、世界全体で脱炭素化社会に向けての様々な取り組みが進められている。

我が国も脱炭素化社会構築のために環境と経済の好循環を実現すべく、あらゆる分野で効果的な対策を進めていく必要がある。その一環として、第5次エネルギー基本計画では再生可能エネルギーの主力電源化が明記された。計画では木質バイオマス発電において燃料の安定供給と持続可能性が求められている。一方、木質リサイクルボードにおいては、ラワン合板と針葉樹合板の代替品として新たな分野での活用が進められ、原料の安定供給が求められている。安定供給のためには、サーマル・マテリアル両分野とも木質チップの品質向上が不可欠であり、ハード・ソフト両面で適切に対応していかなければならない。さらに、森林資源の活用やエネルギーの地産地消のために、木質チップの熱供給への活用が謳われている。

木質チップの関係団体で構成している当連合会では、木材資源リサイクルを通して資源循環業としての責任の下、こうした社会的要請に即した取り組みを進めていく必要がある。これまで、独自の調査による実態把握に基づき適切な対応に努めているが、ますます多様化する社会的要請に応えていくには、木材資源リサイクルの関係法令や諸制度の的確な見直しが必要となる。

また、先の豪雨災害での木くず処理については当地域協会の会員がノウハウを生かし適切な資源化に努めたところであるが、こうした災害対策の分野において持てる力を結集するには同様の見直しが必要となる。

そこで、当連合会会員が社会的要請に応えていくために必要な事項について、ここに要望いたします。早期に実現できますよう、特段の配慮をお願い申し上げます。

令和元年 6月 24・25日

環境大臣 原田 義昭 様
経済産業大臣 世耕 弘成 様
農林水産大臣 吉川 貴盛 様
国土交通大臣 石井 啓一 様

認定特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 藤枝 慎治

環境省

1 廃棄物の適正処理

(1) 廃棄物の区分、種類について

廃棄物は多様な排出元から多種類発生するが、廃棄物処理法に基づく廃棄物の区分、種類を確定するには依然として不透明な部分がある。そこで、木くずのリサイクルを推進するため、木材の特徴を生かした措置が求められる。木材は再生可能な資源であり、中間処理の過程でマテリアルあるいはサーマルリサイクルに有用な木質チップとなる。最終処分が必要な材ではないことから、県外からの廃棄物の持込みに関する規制撤廃など、リサイクルを一層進めるための措置を検討願いたい。特に、災害で発生する廃棄物は一般廃棄物に区分されているが、速やかにリサイクル処理するには広域対応が必要である。そのための手続きを円滑に進めるため、災害廃棄物として定義するなどの措置を検討願いたい。

(2) 排出事業者責任の徹底について

委託契約やマニフェスト発行の当事者である産業廃棄物排出事業者が基本的な処理基準、委託基準を理解していないことが多い。例えば、マニフェストを持参しない、記載事項漏れ、設計数量と実績量の乖離、委託契約なしの持ち込みなどの事例が後を絶たず、徹底が必要である。そのため、排出事業者が廃棄物処理法の知識や理解を深めて、的確に処理業務、委託業務を執行する担保として、法的資格を持つ者（例：産業廃棄物管理責任者）の配置の推奨と講習会受講制度を整備されたい。

(3) 小規模処理施設による不適正処理の排除について

処理量が一日5t未満の場合、廃棄物処理法による設置許可が不要である。そうした小規模施設による廃棄物の不適正処理が見受けられ、適正なりサイクルを阻害する要因になっている。また、山間地域において、機械リースの移動式破砕機により許可なく現場破砕している例が見受けられる。これらの実態を把握するとともに、監視を強化する等、不適正処理の撲滅に努められたい。

(4) 木くず破砕施設の生活環境影響調査について

従来、廃棄物として処理を行っていた木くず（廃合板型枠など）が、有価物として扱われるケースが出てきている。この処理ルートにおいては、従来と同様の破砕処理が行われて木質チップ製品となるが、有価物＝廃棄物でないという判定から、廃棄物処理法における環境影響評価の対象外となっている。については有価物の破砕処理においても廃棄物処理施設と同等に生活環境を守るための措置を講じられたい。

2 廃棄物処理業手続きの円滑化

老朽化により破砕機を更新する場合、能力を変更すれば知事等の許可が必要である。しかし、現在、技術の発達により省エネや防音など環境に優れた製品が多いことから、環境が改善され、かつ能力の変更が一定の範囲の変更については、優良機種導入の推進の立場からも、許可事務を担当している都道府県等の部局に生活環境影響調査の免除など手続きの円滑化と簡略化の徹底を図られたい。

3 優良産業廃棄物処理業者認定制度における優遇措置の拡充

「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」において、成長に向けた振興方策として優良産業廃棄物処理業者認定制度の強化と有効活用が謳われている。そのために許可の有効期限の更なる延長や一定の条件における施設の設置、変更手続きの簡略化など、優遇措置の拡充を図られたい。

4 災害時の対応

(1) 連合会の活用について

大規模災害時には災害廃棄物の迅速な処理が不可欠であるが、この際には廃木材が多量に発生するケースが多い。こうした災害材を有効に活用するための枠組みを検討されたい。また、リサイクルのためには処理ルートが不可欠で、連合会にはそのルートがあり、事前に相談を受けることで円滑な処理が可能である。したがって、処理にあたっては当連合会のノウハウを活用されたい。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定と保管場所の確保について

大地震、超大型台風など自然災害の脅威が増しており、災害時における廃木材等の円滑な処理が効率的な復興を図るうえで課題となっている。そのためには、自治体における災害廃棄物処理計画の策定が求められているが、市町村においてははまだ策定が4分の1にとどまっている。中でも、災害廃棄物保管場の確保は大切な要件であり、迅速な対応のためにもあらかじめ保管場候補地をリストアップするなど、最大限の運用を図られたい。

5 業種の認定と外国人研修生の受け入れ

「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」に謳われているように産業廃棄物処理業の社会的位置づけは年々重くなっている。なかでも中間処分業は、適正処理に加え、リサイクル製品の製造という役割が急激に大きくなりつつある。こうしたことから、資源の有効利用や人材確保など、今後も安定的に循環型社会づくりに貢献するため、業の実態を詳細に調査し、「その他サービス業」から新たに独立した業種として位置付けられるよう、支援願いたい。また、我が国の木材資源リサイクル技術の先進性を海外の青

年に伝えるため、その実習の場として当連合会の企業の活用について検討願いたい。

6 業種の認定と廃棄物処理業における設備の減価償却年数の取扱い

廃木材のリサイクルで使用する破砕機等は、木材製造業における設備と同様であるが、異物が混入するため、より減耗が激しい。ブルドーザーやパワーショベル等の自走式作業用機械設備については、平成 25 年改正で 17 年から 8 年に短縮されている。そこで、適切な設備投資をできるように、木質チップ製造のための破砕機等の減価償却年数を木材製造業と同等とするなどの短縮を図られたい。

7 軽油引取税の免税制度

循環型社会づくりを進めるため、免税対象事業・用途である木材加工業における木質チップ製造あるいは廃棄物処理業における最終処分と同等の作業を行っている廃木材からの木質チップ製造についても、免税制度を適用されたい。

経済産業省

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

(1) 既存事業者への影響について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴うバイオマス発電施設の計画において、本来活用が想定されていた未利用木材や一般木材のほか、建設廃材利用の計画も多く見受けられる。既存利用に影響を与えないという原則に則り、当初想定した未利用木材や一般木材の利用を最優先して、建設廃材系木質チップについては、既存利用者への流通が阻害されることのないような方策を検討願いたい。なお、既に許可を得ている発電事業者の使用燃料の大幅な変更については、「既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応（バイオマス比率の変更への対応）」として平成 31 年 4 月に施行されたが、この適切な運用を図られたい。

(2) 運用の厳格化について

当連合会は、木質バイオマス証明の認定団体として、事業者の認定審査及びその後の確認調査については充分留意して実施しているが、制度の趣旨に反した不適正な事例が発生することのないよう、国においても罰則の創設、監視体制の強化、由来証明・製品チップの種類別出荷管理の厳格化等により、より公平な施行を図られたい。なお、平成 29 年 7 月の総務省行政評価局の「森林の管理・活用に関する行政評価・監視報告書」において、剪定枝について、関係する林野庁、資源エネルギー庁、環境省が調整し適切な取り扱いができるよう要請しているが、速やかに対応願いたい。

農林水産省

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

(1) ガイドラインの基本原則の遵守について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴うバイオマス発電施設の建設によって、従来の建設廃材等の廃木材チップの分野においてもマテリアル利用からサーマル利用へのシフトが見られ、今後の木質バイオマス発電設備の急激な増加によりこの傾向はますます顕著になると考えられる。このため、従来の製紙・ボード原料など既存利用事業者へ影響を及ぼさないとするガイドラインの基本原則を守る政策を進められたい。

(2) 運用の厳格化について

当連合会は、木質バイオマス証明の認定団体として、事業者の認定審査及びその後の確認調査については充分留意して実施しているが、制度の趣旨に反した不適正な事例が発生することのないよう、国においても罰則の創設、監視体制の強化、由来証明・製品チップの種類別出荷管理の厳格化等により、より公平な施行を図られたい。なお、平成29年7月の総務省行政評価局の「森林の管理・活用に関する行政評価・監視報告書」において、剪定枝について、関係する林野庁、資源エネルギー庁、環境省が調整し適切な取り扱いができるよう要請しているが、速やかに対応願いたい。

(3) 合板型枠の由来証明の確認について

合板型枠がグリーン購入法に位置づけられたことにより、版面表示により、一般木質バイオマスとして取り扱うことが明示されたところである。しかし、版面表示は一部分であり、また、廃棄間際の材であれば、老朽化による表示の消失等によりその他の合板型枠材との区別が困難で、さらにチップになれば合法木材か否か判別することは不可能である。また、栈木等の取扱いについても厳格な対応が求められる。そこで対象木材かどうか、また、再生可能エネルギー固定価格買取制度の趣旨に合致しているかどうか監視方法を確立するとともに、適正な取り扱いがされているのか評価方を確立願いたい。

(4) 市町村の森林経営計画の積極的な策定について

未利用木質バイオマスを使用する木質バイオマス発電施設が急増している。民有林からの未利用木材の供給は、「森林経営計画」策定が条件となるが、この策定には境界確認の困難や立木所有者の所得が増加しない、あるいは現状の木材の価格では森林所有者が皆伐した後の再生林に取り組めない等の要因により進んでいない。未利用材の供給を増やすため、市町村が森林環境譲与税を活用し、「森林経営計画」に積極的に取り組めるよう効果的な支援を進められたい。

(5) 河道内樹木の取扱いについて

水害リスクの軽減を図るため、F I T制度を活用した官民連携による河道内樹木の伐採の推進が謳われている。それを円滑に進めるため、F I T制度において河道内樹木の一般木質バイオマスとしての取扱いが明確になるよう、河道内樹木の伐採・処分の契約時に「この木材は河川法第 25 条の伐採によるものであり、一般木質バイオマスである」旨の文言を明記することよう検討願いたい。

2 木質チップの品質確保

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の施行に伴い、木質チップの統一的な品質規格が求められている。その品質確保のために、寸法、成分はもとより有害物質等の基準についても対応が求められており、その際の負担を軽減するため、設備投資における手続きの円滑化や検査費用の助成等、支援策を講じられたい。

3 木質資源の地産地消の促進

2015 年に国連が採択した S D G s の取組みが求められており、そのためエネルギー分野において大規模から分散化へと向かっていくことが考えられる。その際、要となるのが再生可能エネルギーであり、第 5 次エネルギー基本計画においてもベース電源として位置付けられた。中でも、木質バイオマスは太陽光や風力と比べて安定的なエネルギー供給を可能とする。また、森林資源を対象として地域内エコシステムの構築に向けた報告書が公表されたが、未利用木材だけでなく廃木材の活用において適正処理とともに環境負荷の少ない取り組みが求められている。そこで、不法投棄の防止、遠距離運送による C O 2 増加などを考慮し、木質資源の地産地消が実現できるような環境負荷の少ない活用システムの確立を図られたい。

国土交通省

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響

「再生可能エネルギー特別措置法」の施行に伴い、未利用木材や一般木材を燃料として使用する計画のバイオマス発電事業者が燃料を集められないために建設廃材を燃料に使用することや、燃えやすい建設廃材を一部に利用するバイオマス発電計画も多くみられる。これらは、これまで順調に流れている建設廃材の流通に影響を及ぼすものであり、このままではこれまで関係業界が協力して築き上げてきた仕組みを壊しかねない。建設廃材系チップの既存利用者への流通が阻害されることのないよう、十分に監視、指導されたい。なお、既に許可を得ている発電事業者の使用燃料の大幅な変更については、「既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応（バイオマス比率の変更への対応）」

として平成31年4月に施行されたが、この適切な運用を図られたい。

2 分別可能な建設資材の開発等

新工法による木造住宅解体の場合、在来工法に比べて複合材の使用が多く、その分別が難しい。そのため、結果として廃棄物になる事例が多く発生している。そこで、循環型社会構築のため、今後建設工法や建設資材の開発・製造にあたり、分別リサイクルを前提とした工法や製品を開発するよう指導願いたい。

3 河道内樹木の取扱い

水害リスクの軽減を図るため、F I T制度を活用した官民連携による河道内樹木の伐採の推進が謳われている。それを円滑に進めるため、F I T制度において河道内樹木の一般木質バイオマスとしての取扱いが明確になるよう、河道内樹木の伐採・処分の契約時に「この木材は河川法第25条の伐採によるものであり、一般木質バイオマスである」旨の文言を明記することよう検討願いたい。